

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 埋田単身宿舎エアコン設置業務
2 業 務 場 所 愛知県津島市埋田町2-21-1 埋田単身宿舎4号
3 業 務 期 間 契約締結の翌日から60日間
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 提出期限 令和8年6月25日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5) 質 問 書 令和8年6月17日 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年6月19日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年6月25日 16:00 までとします。
- 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 4 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

【オープンカウンター方式】

埋田单身宿舍エアコン設置業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所が発注する「埋田单身宿舍エアコン設置業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

愛知県津島市埋田町2-21-1 埋田单身宿舍4号 1階

第3節 業務期間

契約締結の翌日から60日間

なお、商品及び部材が届き次第、早急に設置するものとする。

第4節 業務内容

本業務内容は、以下のとおりとする。

1) 居間へのエアコンの新設

- ・新設するエアコンの仕様は、「仕様表」のとおりとする。

なお、想定製品は、「数量表」に記載する製品を想定している。

※想定製品と別の製品（仕様表に記載する規格に適合すること）を設置予定の場合は、事前に仕様表の適合品であるかの判断を受けること。

2) エアコン設置工事

- ・新設する際の一般的な標準取付工事
- ・配管：テープ巻き仕上げ
- ・試運転調整外必要な諸経費

第5節 作業条件等

- 1) 作業日時は、平日（9:00～17:00）を想定しており、受注者の作業可能日に基づき、機構が入居者と調整のうえ決定する。
- 2) 資機材搬入出及び施工においては、必要に応じて適切な養生を行い既存部分の汚損防止に努めるものとする。なお、既存部分を汚損した場合は、受注者の責任において補修等を行うものとする。また、業務完了後は、当該部分の清掃片付けを確実にを行うものとする。
- 3) 本業務により発生した廃棄物については、関係法令に従い適正に処分を行うこと。
- 4) 本業務において想定外の変更が生じた場合及び本業務を施行するにあたり必要な追加工事をする必要が生じた場合は、双方協議のうえ変更契約の対象とする。

第6節 成果品

エアコン（室内機（設置前後）室外機（設置後））の写真を報告書として提出するものとし、機構担当職員の確認を受けること。

第7節 疑 義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

【仕 様 表】

性能等	要求性能
(1) エアコン	
サイズ	10畳用
規格	室内機、室外機は JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ) によるものとし、製造者の標準仕様とする。
省エネ性	エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(令和5年経済産業省告示第23号)に適合すること。
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様は製造者仕様とする。
電源	単相100Vとし、新設するエアコン付近に専用回路コンセントが設置されています。
その他の機能	フィルター自動掃除機能として、埃を集める又は屋外に排出する等の機能を有すること。
製造年	原則として、納入日から1年以内に製造された製品とする。
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。
設計上の標準使用期間(※)	10年以上とする。

(※) 「電気用品の技術上の基準を定める省令」に定める設計上の標準使用期間(長期使用製品安全表示制度)。

【数 量 表】

項目	型番等	単位	数量
エアコン	想定製品 三菱電機 霧ヶ峰 MSZ-BXV2826-W	台	1

以 上

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年6月12日に交付された(件名:埋田单身宿舍エアコン設置業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。